

山梨県公報

第四百三十七号

令和五年

十二月二十五日

月 曜 日

目 次

- 指定納付受託者の指定……………七二七
- 山梨県コインオペレーションクリーニング営業施設衛生指導要綱の一部を改正する告示……………七二七
- 道路の供用開始(二件)……………七二七
- 道路の区域変更……………七二八
- 廃川敷地等……………七二八
- 公安委員会……………七二八
- 山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第三条……………七二八
- 第二項ただし書に規定する措置の一部を改正する告示……………七二八

告 示

山梨県告示第二百九十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和五年十二月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 株式会社NTTデータ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号
- 指定納付受託者を指定した日 令和五年十二月二十五日
- 指定納付受託者に納入させる歳入 マイナポータルを経由する旅券発給申請に係るクレジットカードを利用して納付する一般旅券発給手数料
- 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類

- 次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカード
- VISA
- Mastercard
- JCB

(四) American Express
Diners Club

- 国際ブランドデビットカード
- 指定納付受託者に納付させる期間 令和六年二月五日から同年三月三十一日まで

山梨県告示第二百九十四号

山梨県コインオペレーションクリーニング営業施設衛生指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年十二月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県コインオペレーションクリーニング営業施設衛生指導要綱の一部を改正する告示

山梨県コインオペレーションクリーニング営業施設衛生指導要綱(昭和五十九年山梨県告示第百一号)の一部を次のように改正する。

別表第二(2)に次のただし書を加える。
ただし、デジタル技術等を活用し、必要があれば、直ちに当該施設及び設備の管理の業務を行うことができる場合は、この限りでない。

別表第二(2)中「1,000ppm」を「1,000ppm」及び「10ppm」を「10ppm」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第二百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和六年一月十五日まで一般の縦覧に供する。

令和五年十二月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日

県道	四日市場上野原線	上野原市新田字杉島八四八番七地先から上野原市新田字川井田七九五番六地先まで	二四・三	令和五年十二月二十七日
----	----------	---------------------------------------	------	-------------

山梨県告示第二百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和六年一月十五日まで一般の縦覧に供する。

令和五年十二月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	新田松留線	上野原市新田字杉島八四八番七地先から上野原市新田字杉島八四八番九地先まで	四七・〇	令和五年十二月二十七日

山梨県告示第二百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和六年一月十五日まで一般の縦覧に供する。

令和五年十二月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区間	上野原市鶴島字田代三二五七番三地先から上野原市鶴島字田代三二五七番三地先まで	旧敷地の幅員 (メートル)	新敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		一六・四 二六・六	一九・八 三一・三	六〇・〇

山梨県告示第二百九十八号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十二月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 河川の名 相模川水系 河口湖
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 令和五年十二月二十五日
- 三 廃川敷地等の位置 南都留郡富士河口湖町小立字久保五四一番一地先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 土地 百七十五・二二平方メートル

公安委員会

山梨県警察本部長告示第五十三号

山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第三条第二項ただし書に規定する措置（令和三年山梨県警察本部長告示第二十一号）の一部を次のように改正し、令和六年一月四日から適用する。

令和五年十二月二十五日

山梨県警察本部長 小 柳 津 明

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成三十一年法律第五十七号） 第八条第一

三の表中

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）

第九条

第十条第一

第十六条第

第十六条第

第十七条第

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則
（平成三年国家公安委員会規則第四号）

第十七条第

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の
禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）

第十条第三

災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八
号）

第三十三

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）

第九条
第十条
第十六条
第十七条

災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八
号）

第三十

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）

第九

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則
（平成三年国家公安委員会規則第四号）

第十七

古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十
号）

第十四

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三
年法律第五十七号）

第八

を

第一項	項	一 項	二 項	三 項	二 項	項	項
-----	---	--------	--------	--------	--------	---	---

第九	第十	第十六	第十七	第十七	第十四	第八
----	----	-----	-----	-----	-----	----

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の
禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）

第十

に改める。

三
条
第
一
項

第
一
項

第
二
項

第
三
項

第
一
項

第
二
項

第
三
項

第
一
項

第
二
項

第
三
項

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番